

平成25年度

精神保健福祉センター一所報

(第37集)



熊本県精神保健福祉センター



目 次

I センター施設等概要

1	業務	1
2	沿革	1
3	歴代所長	1
4	施設の概要	2
5	職員の構成	2
6	歳入歳出決算状況	2
7	センター条例 〈抜粋〉	3

II センター業務概要

1	企画立案	4
2	技術指導及び技術援助	5
3	教育研修	7
4	普及啓発	12
5	精神保健福祉相談及び診療	14
6	組織育成	18
7	アルコール関連問題対策事業	21
8	思春期精神保健対策事業	23
9	DV対策支援事業	25
10	薬物関連問題対策事業	26
11	自殺対策推進事業	27
12	精神医療審査会	29
13	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	30

III 学会・研究会活動報告

1	熊本アルコール関連問題学会	31
2	熊本精神科リハビリテーション研究会	31

<資 料>

	精神保健福祉センター運営要領	33
--	----------------	----

I センター施設等概要

1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの等を行う施設です。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」昭和25年法律第123号）「精神保健福祉センター運営要領」（平成18年12月22日障発第1222003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っています。

なお、平成24年4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られました。

- 1) 企画立案
- 2) 技術指導及び技術援助
- 3) 教育研修
- 4) 普及啓発
- 5) 精神保健福祉相談及び診療
- 6) 組織育成
- 7) アルコール関連問題対策事業
- 8) 思春期精神保健対策事業
- 9) DV対策支援事業
- 10) 薬物関連問題対策事業
- 11) 自殺対策推進事業
- 12) 精神医療審査会の審査に関する事務
- 13) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の認定

2 沿革

昭和38年10月17日	熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内）
昭和46年9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号）
昭和47年4月1日	熊本市水道町9番16号に新築、開設
昭和47年6月17日	保険医療機関として指定（熊公197）
昭和56年2月5日	3階増築工事竣工（教育研修部門）
平成元年4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成23年1月4日	熊本市月出3丁目1番120号（旧保育大学校）に移転

3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年4月	～	昭和50年3月
二代	有働 信昭	昭和50年4月	～	昭和54年3月
三代	南 龍一	昭和54年4月	～	平成5年3月
四代	児玉 修	平成5年4月	～	平成9年3月
五代	中田 榮治	平成9年4月	～	平成12年3月
六代	舛井 幸輔	平成12年4月	～	平成15年3月
七代	中島 央	平成15年4月	～	平成24年3月
八代	児玉 修	平成24年4月	～	平成25年3月
九代	山口 喜久雄	平成25年4月	～	

4 施設の概要

- 位 置 熊本市月出3丁目1番120号
- 名 称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷 地 4, 440. 37㎡
- 建 物 (鉄筋コンクリート)

本 館		倉 庫	
1階	838. 217㎡	1階	366. 617㎡
2階	597. 915㎡		
延	1436. 132㎡	延	366. 617㎡

電話 096-386-1255 (業務用) 096-386-1258 (手帳・自立用)
 096-386-1166 (相談用) FAX 096-386-1256
 住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120
 < ホームページ >
 URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/>
 メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

平成26年3月末日現在

区 分	医 師	事 務	心 理 士	保 健 師	電 話 相 談 員	酒 害 相 談 員	生 活 相 談 員	計
職員 (常勤)	1	6	2	2				11
非常勤嘱託	8	4	3		5	2	2	24
計	9	10	5	2	5	2	2	35

6 歳入歳出決算状況

(1) 歳 入 282, 812円
 使用料及び手数料 127, 414円
 諸収入 155, 398円

(2) 歳 出

(単位:円)

科 目	決 算 額	内 訳				備 考
		衛 生 費	民 生 費	総 務 費	労 働 費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費他	総務管理費	失業対策費	
(目)		精神保健費他	社会福祉総務費他	一般管理費他	失業対策総務費	
(計)	41,956,176	40,279,719	126,383	333	1,549,741	
報 酬	16,352,213	15,013,276			1,338,937	非常勤23名、委員14名分
共 済 費	2,022,902	1,812,098			210,804	非常勤6名、再任用1名分
報 償 費	5,392,848	5,392,848				研修会講師謝金、相談員等謝金
旅 費	2,880,887	2,787,171	93,383	333		普通旅費及び費用弁償
需 用 費	3,814,839	3,781,839	33,000			庁舎維持費、消耗品等
役 務 費	7,510,531	7,510,531				電話代、郵便料、文書料等
委 託 料	3,653,046	3,653,046				庁舎管理業務、ハイリスク相談窓口周知
使 用 料 及 び 賃 借 料	159,910	159,910				各種機器リース料・施設使用料
負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	149,000	149,000				熊本県精神科病院協会費等
公 課 費	20,000	20,000				公用車重量税

7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成20年3月31日）

昭和46年9月30日
熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。
熊本県精神保健福祉センター設置条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

（参 考）

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

641	熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付	手数料	1通につき	780円
642	熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付	手数料	1通につき	620円
*（平成26年4月1日～）				

II センター業務概要

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	平成25年度	開催なし	—

2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度から検討が重ねられ、平成10年1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会（現：熊本県精神科協会）に委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度より設置。健康福祉部 子ども・障がい福祉局障がい者支援課主管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	平成26年 3月25日	(1)平成24年度及び平成25年度の熊本県精神科救急医療体制整備事業及び熊本県精神科救急情報センター事業の実施状況について (2)熊本県身体合併症救急医療確保事業の実施について	18人

2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

○活動実績（厚生労働省報告例による）

業務 事業名		技術指導・技術援助				
		個別ケース処遇			関係機関事業	
		来所 件数	電話等 件数	検討会 件数	来所等 回数	出張分 回数
		回	回	件数	回数	回数
一般事業		4	58	1	27	21
特定相談事業	思春期	6	37	5	25	10
	アルコール	1	3		13	
薬物			2		3	3
ギャンブル			1			7
社会復帰促進事業			18	1	4	14
心の健康づくり推進事業		4	23		12	10
老人精神保健						
うつ・うつ状態						
ひきこもり			16	2	2	4
発達障害						
自殺関連			6		67	34
犯罪被害		1	1			
合計		16	165	9	153	103
			190		256	

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（延べ件数）

他機関の個別のケースの処遇について、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技術指導・援助（個別ケース分）（延べ件数）												計
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	
保健所		5		1		4	5	2	1			10	28
市町村		3	1		1	12	5	2	3	2		18	47
福祉事務所													
医療施設		1	1			3	5	1	1			28	40
介護老人保健施設													
障害者支援施設		1				1	1	3	1				7
社会福祉施設		2					1	2					5
その他		7	2	1		28	10	8				7	63
計		19	4	2	1	48	27	18	6	2		63	190

2 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

他機関の主催する会議や研修会等の事業において、助言や講演等の技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技術指導・援助（関係機関事業出張分）（延件数）												
	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所		4					6		21			12	43
市町村						9	1	2	8			1	21
福祉事務所													
医療施設												4	4
介護老人保健施設													
障害者支援施設		5			7							2	14
社会福祉施設													
その他		5		3		1	3	2	5			2	21
計		14		3	7	10	10	4	34			21	103

3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。

研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

《センターが主催する研修体系図》

事業名		普及啓発 (講習会・座談会等)		
		件数	延日数	延参加者数
一 般 事 業				
特 定 相 談 事 業	思 春 期			
	ア ル コ ー ル	20	20	30
薬 物		34	34	72
ギ ャ ン ブ ル		12	12	14
社 会 復 帰 促 進 事 業				
心 の 健 康 づ く り 推 進 事 業		12	12	39
介 護 老 人 精 神 保 健		4	4	23
う つ ・ う つ 状 態				
ひ き こ も り		95	95	810
発 達 障 害				
自 殺 関 連		10	10	18
合 計		187	187	1,006

平成25年度 教育研修実施状況

○活動実績

(厚生労働省報告例による)

業 務 事業名		研修会（講習会） ※対象者毎集計		
		件数 (回)	延日数	延参加 者数
一 般 事 業		3	3	186
特定相 談事業	思 春 期	1	1	332
	ア ル コ ー ル	5	5	285
薬 物		3	3	1,106
ギ ャ ン ブ ル				
社会復帰促進事業				
心の健康づくり推進事業		2	2	92
ひ き こ も り		2	2	110
自 殺 関 連		23	23	965
犯 罪 被 害		5	5	72
災 害		1	1	87
合 計		45	45	3,216

	研修会（講習会） ※対象者毎集計	
	延件数	参加延人数
保 健 所	20	83
市 町 村	24	295
福祉事務所		
医 療 施 設	21	266
介護老人保健施設		
社会復帰施設	10	82
社会福祉施設	2	16
教育関係機関	8	1,250
そ の 他	29	690
計	114	3,216

1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉担当者研修会（開催場所：菊池、天草、八代地域振興局）

期 日	内 容	講 師	参加人数
5月23日 (木) 菊池地域振興局	1 精神保健福祉センターについて	1 熊本県精神保健福祉センター 保健師 村崎 文子	5月23日 59人
	2 思春期・青年期に多い精神疾患	2 熊本県精神保健福祉センター 所長 山口 喜久雄	
6月6日 (木) 天草地域振興局	3 高次脳機能障害について	3 高次脳機能障害支援センター 支援コーディネーター 田中 希	6月6日 42人
	4 ひきこもりについて	4 熊本県精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵	
6月12日 (水) 八代地域振興局	5 当事者の話	5 ひきこもり当事者	6月12日 85人
	6 施設紹介と活動報告	6 (菊池) たまな若者ステーション (天草、八代) うき若者ステーション	
	7 話の聴き方について 8 情報交換	7、8 熊本県精神保健福祉センター職員	
			合計 152人

2 地域精神保健福祉専門技術研修

災害支援研修会：（開催場所：県庁地下大会議室）災害支援に関わる県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関、社会復帰施設の専門職職員及び教育関係者を対象に、災害時のこころのケアに関する知識の習得を目的に実施しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
11月22日（金） 9:30～15:30	講演 「サイコロジカル・ファーストエイドについて」	兵庫県こころのケアセンター 大澤 智子 氏	87

3 精神保健課題研修

（1）思春期精神保健対策専門研修（医療・保健・福祉・教育関係者対象）

期日・場所	内 容	講 師	参加人数
8月9日 （金） 県立大学	1「感情コントロールに困難を抱える子ども達の支援」 2①「ストレスとの付き合い方～発達障がい当事者で支援者の立場から」 ②「感情整理とストレスに向き合うには」	1 希望ヶ丘病院 親と子の支援センター hopehill（ホープヒル）センター長 下田 健一朗 氏（作業療法士） 2 ①DDAC（NPO法人発達障害をもつ大人の会）代表 広野 ゆい 氏（ファイナンシャル・プランニング技能士、キャリアコンサルタント） ②ひのくに発達障害者当事者会 あいま 代表 蔵田 美優 氏	のべ 332人

（2）ストレスケア研修

期日・場所	内 容	講 師	参加人数
8月2日 （金） 八代ハーモニーホール	（2回に分けて、別会場で実施） 「思春期・青年期の子ども・若者へのストレス・ケアについて	子ども・カルチャーEducation主宰 沖縄女子短期大学 講師 伊藤 華野 氏 （臨床心理士・ヨーガ教師）	（八代） 43人
8月19日 （月） 阿蘇農村環境改善センター	～マインドフルネスやヨーガを用いたストレス・ケア～」		（阿蘇） 49人
			計92人

（3）ひきこもり対策研修

期日・場所	内 容	講 師	参加人数
6月10日 （金） 県立大学 当センター	「CRAFTを用いた家族支援の基礎」	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部 准教授 境 泉洋 氏	36人
12月10日 （金） 県立大学 当センター	「CRAFTを用いた家族支援」	① 徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部 准教授 境 泉洋 氏 ② 東大阪若者サポートステーション 総括コーディネーター 岡崎 剛 氏	74人

(4) 依存症の治療に関わっているスタッフミーティング

(開催場所：精神保健福祉センター

(第5回のみ熊本総合保健福祉センター(ウェルパルクまもと)1階大会議室で開催)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等依存症の治療に関わっているスタッフや他の関係機関スタッフを対象に、ミーティングを開催しました。

各医療機関の治療の状況に係る情報提供や研修会、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっています。

No.	期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
1	4月11日	熊本市こころの健康センター	・講話「依存症の回復を支える機関連携」 ・情報交換会	51
2	6月13日	明生病院	・断酒会大窪例会2名からの体験発表 ・事例検討	41
3	8月8日	菊陽病院	・自助グループとの情報交換 ・研修報告	36
4	10月9日	吉田病院	・講義「アルコールと睡眠について」 ・グループワーク 「ARPについて語らんですか？」	35
5	2月12日	城ヶ崎病院	講演「アディクションの理解と援助 - アルコール・薬物・ギャンブルなど -」	122
延参加者数				285

4 普及啓発研修

自殺対策緊急強化基金事業

(1) 自殺予防支援者研修会

(開催場所：熊本県立大学大ホール)

保健所、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺未遂者支援に携わる保健・医療・福祉関係者が、自殺未遂者支援の必要性について認識し、基礎的な知識を習得することを目的に研修会を開催しました。また支援者自身のストレスマネジメントの一助になることも目的としました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
7月7日 (木) 13:30~16:30	講演 「自殺未遂者支援」 「支援者のストレスマネジメント」	熊本医療センター 橋本 聡 氏 臨床心理士 高野 浩美 氏	146

(2) 遺族支援に関する研修会

(開催場所：玉名市民会館、やつしろハーモニーホール)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等や一般県民を対象に、自死遺族(遺児)の現状や想いを理解し、地域での自死遺族支援への取組を推進し、遺族同士の交流を図ることを目的として講演会及び遺族交流会を開催しました。また、医療、教育、福祉、保健、行政等の職員を対象に、自死遺族(遺児)への理解を深め、適切な対応を学ぶことを目的としてワークショップを開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
8月1日 (木) 13:00~16:30	・講演 「自殺について考える～現状と遺族支援活動を通して～」 ・遺族交流会	NPO法人自死遺族支援ネットワークRe 代表 山口 和浩	講演 49 交流会 2
8月2日 (金) 13:00~16:30	・講演 「自殺について考える～現状と遺族支援活動を通して～」 ・遺族交流会	NPO法人自死遺族支援ネットワークRe 代表 山口 和浩	講演 51 交流会 4

(3) ゲートキーパー養成研修

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を実施しました。

期 日	開 催 場 所	参加人数
5月22日（水）	上益城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 御船保健所	14
6月5日（水）	宇城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 宇城保健所	10
6月19日（火）	天草地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 天草地域振興局	12
6月20日（水）	水俣芦北地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 水俣保健所	16
8月5日（火）	八代地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 (八代市教育委員会主催) 八代市	51
9月25日（水）	人吉球磨地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 人吉保健所	12
11月13日（水）	菊池地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 大津町役場	15
11月28日（木）	阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 阿蘇保健所	14
12月3日（火）	八代地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 八代市役所	32
1月10日（金）	有明地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 有明保健所	13
1月17日（金）	鹿本地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 山鹿保健所	16
2月6日（木）	長洲町自殺予防ゲートキーパー養成研修 長洲町役場	14

(4) ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、今後講師として活動できる人材養成として、講師養成研修を開催しました。

	参加者
10月11日（金）	16
2月7日（金）	36
2月27日（木）	43

4 普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

○活動実績

業 務 事業名		普及啓発 (講習会・座談会等)		
		件数	延日数	延参加者数
一 般 事 業				
特 定 相 談 事 業	思 春 期			
	ア ル コ ー ル	20	20	30
薬 物		34	34	72
ギ ャ ン ブ ル		12	12	14
社 会 復 帰 促 進 事 業				
心 の 健 康 づ く り 推 進 事 業		12	12	39
介 護 老 人 精 神 保 健		4	4	23
う つ ・ う つ 状 態				
ひ き こ も り		95	95	810
発 達 障 害				
自 殺 関 連		10	10	18
合 計		187	187	1,006

1 普及啓発

精神障害者（家族）に対する教室等 （開催場所：精神保健福祉センター）

事業名	対 象	期 日	参加人数	啓発等内容
依存症家族ミーティング	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症者の家族	4月19日	5	・ 講話 ・ 当事者の体験談を聴く ・ 意見交換
		5月17日	4	
		6月21日	4	
		7月19日	5	
		8月16日	2	
		9月20日	5	
		10月18日	3	
		11月15日	6	
		12月20日	4	
		1月17日	2	
2月21日	7			
ひきこもり 家族セミナー（偶数月）	ひきこもりの子を持つ家族とひきこもり当事者	4月17日	4	講 話 情報提供 体験発表 意見交換
		6月19日	15	
		8月21日	7	
		10月16日	8	
		12月18日	8	
		2月19日	10	
自死遺族グループミーティング「かたらんね」	自死遺族の方	5月23日	4	交流会
		6月27日	2	
		7月25日	2	
		9月13日	0	
		9月26日	1	
		11月28日	3	
		12月13日	2	
		1月23日	0	
		3月14日	0	
		3月27日	2	

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料
1	8月19日	精神保健福祉センター所報 第36集（平成24年度活動実績） *16年度からホームページ掲載とし、印刷物は発行していない。
2	4月	・ 自殺の危機にある人と出会った方へ ※改訂版印刷・配布。
3	3月	・ 「ひきこもり」に困ったら… ～回復へのヒントを考えるパンフレット～
4	3月	・ “ゆるっと” いこう ～ひきこもりの状態を経験した若者と家族からのメッセージ～ ※平成24年度作成増刷

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期日	主催	名称	会場	参加人数
10月18日	精神保健福祉協会	第51回熊本県精神保健福祉大会	やつしろハーモニーホール	412

4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。
平成25年度の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種目	利用件数（延べ）
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	6件
	アルコール関係	1件
	老人保健福祉関係	1件
	思春期保健福祉関係	1件
	薬物保健福祉関係	5件
	合計	11件

5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っています。このような複雑困難な事例に限らず、必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めています。

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員（精神科医師、心理職）で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

(2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理しています。この他、職員も対応しています。（受付時間は9時から16時まで。）

2 相談等の実人員について（厚生労働省報告例による）

	来所		電話	
	実件数	延件数	実件数	延件数
1 一般	11	19	135	240
2 思春期	37	100	116	178
3 アルコール	12	16	70	87
4 薬物	5	12	28	45
5 ギャンブル	4	5	34	43
6 社会復帰	5	41	15	26
7 心の健康づくり	151	603	849	3,646
8 老人精神保健	4	4	28	35
9 うつ・うつ状態	13	40	56	443
計	242	840	1,331	4,743

(1) 新規の来所相談等受付経路

①経路（※どのようにして、当センターのことを知ったか）

	関係機関 紹介	インター ネット	知ってい た	その他	不詳	計
男	37	12	37	18	13	117
女	35	11	54	17	8	125
計	72	23	91	35	21	242

②関係機関の紹介元の内訳（※どのような機関から当センターを案内されたか）

	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人保健関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	計
男	5	6		7		2		8	8	36
女	3	2		10			2	4	12	33
計	8	8		17		2	2	12	20	69

(2) 来所相談の状況（※相談内容の事業分類）

	実人員	一般	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	計
男	117	8	48	15	11	5	38	238	2	13	378
女	125	11	52	1	1		3	365	2	27	462
計	242	19	100	16	12	5	41	603	4	40	840

(3) 電話相談の状況（※当センターで電話相談を受けた数）

	電話相談延人員
男	2,586
女	2,106
不詳	51
計	4,743

(注)

- 実人員（平成25年度中の相談を行った被指導等実人員を計上。前年度から引き続きの者を含む）
- 新規来所者の受付経路は、主たる経路を示す。（重複なし）
- 相談の延人員（1回の相談は主な相談内容毎に集計し、相談の延回数を延人員として計上）

3 新規来所相談者の分類（※新規に当センターに相談のために来所した者の状況）

(1) 相談者の年齢状況

	0～5	6～12	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男			17	30	22	13	4	13	18	117
女			17	25	22	22	15	11	13	125
計			34	55	44	35	19	24	31	242

(2) 相談者の住所地（※管轄する保健所ごとに分類）

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	40	2	3	24	9	7	9	7	3	2	6	2	3	117
女	40	10	1	28	7	16	13	2				6	2	125
計	80	12	4	52	16	23	22	9	3	2	6	8	5	242

(3) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	25	10	15	12	9	10	13	3	2	1	6	11	117
女	35	13	15	10	11	8	11	4	6	4	4	4	125
計	60	23	30	22	20	18	24	7	8	5	10	15	242

4 来所相談延人員の分類 (※新規及び継続の来所相談者を合計した状況)

(1) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	29	20	28	38	36	33	50	37	28	31	21	27	378
女	42	40	43	41	37	36	47	36	42	37	30	31	462
計	71	60	71	79	73	69	97	73	70	68	51	58	840

(2) 主な相談内容

	精神疾患・障害の相談	依存・食行動の問題	思春期相談	家族関係の問題	対人関係の問題	心の健康の問題	福祉・社会復帰等の問題	その他	計
男	146	33	35	32	8	53	71		378
女	75	6	37	76	11	252	5		462
計	221	39	72	108	19	305	76		840

(3) 延べ処理状況

インテーク	助言指導	医学的指導	社会資源紹介	保健医療福祉情報提供	来所予約	その他	計
161	670	2	4	3			840

5 電話相談

(1) 月別の延べ相談件数 (注) 1回の電話を1件の相談とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	177	139	102	111	99	140	113	89	74	86	92	109	1,331
継続	215	275	291	328	270	259	358	285	294	279	257	301	3,412
計	392	414	393	439	369	399	471	374	368	365	349	410	4,743

(2) 新規相談：月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	82	49	44	43	44	69	40	40	31	43	47	46	578
女	84	87	51	61	54	67	70	46	40	43	42	63	708
不詳	11	3	7	7	1	4	3	3	3		3		45
計	177	139	102	111	99	140	113	89	74	86	92	109	1,331

(3) 新規相談：相談者の年齢状況

	0～5	6～12	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	不詳	計
男	152	19	38	82	84	79	43	43	38	578
女	226	14	30	79	89	73	80	55	62	708
不詳	33	6	2	1	2		1			45
計	411	39	70	162	175	152	124	98	100	1,331

(4) 新規相談：相談者の受付経路の状況（※どのようにして、当センターのことを知ったか）

	関係機関紹介	インターネット	知っていた	その他	不詳	(関係機関紹介の内訳)										計
						保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人保健関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	計	
男	58	53	114	46	307		9	1	18		4	5	4	17	58	578
女	72	44	112	56	424	4	13		24		2	3	4	22	72	708
不詳	5	3	13	2	22				4					1	5	45
計	135	100	239	104	753	4	22	1	46		6	8	8	40	135	1,331

(5) 新規相談：主たる相談内容別の件数

障害の相談	精神疾患・	動の問題	依存・食行	思春期問題	問題	家族関係の問題	対人関係の問題	問題	心の健康の問題	復帰等	福祉、社会	その他	計
459		138		58		104	57		258	208		49	1,331

(6) 新規相談：相談者別

相談者	本人	父	母	配偶者	子	兄弟姉妹	親戚	その他	不詳	計
男	278	33	110	40	22	24	14	46	11	578
女	501	11	89	17	28	11	3	36	12	708
不詳	8		16				7	13	1	45
計	787	44	215	57	50	35	24	95	24	1,331

(7) 新規相談：（※相談内容の事業分類）

	一般	思春期	アルコール	薬物	ギャンブル	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	計
男	57	56	50	17	25	9	336	12	16	578
女	75	50	19	6	8	5	490	16	39	708
不詳	3	10	1	5	1	1	23		1	45
計	135	116	70	28	34	15	849	28	56	1,331

6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

○ 活動実績（厚生労働省報告例による）

業務 事業名		組織育成 (支援)
		延件数
一般事業		
特定相談事業	思春期	
	アルコール	15
薬物		18
ギャンブル		6
社会復帰促進事業		
心の健康づくり推進事業		
ひきこもり		41
合計		91

	組織育成							計
	患者会	家族会	断酒会等	職親会	ボランティア会	精神保健福祉協会	その他	
支援件数	60	10	10					80

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。さらに、平成25年4月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会連合会	6月8日	第41回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	600
2	〃	10月25日	第20回ふれあいピック	開催支援	1,335

2 当事者及び家族グループ

(1) 精神障害者グループ

社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動されている。アクションフォーラムに参加されているので、活動の支援を実施、各地域で保健所を中心とした活動を実施される場合には、情報交換等を行っている。

(2) 断酒会・AA

熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング（精神科医療機関）に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っています。

AAは、県下に5グループ（7会場）ありミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知するなど、組織の育成の援助を行っています。

また、家族（アラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

(3) ギャンブル依存症・薬物依存症

○OGAは、県下に3グループ（7会場）ありミーティングが開かれています。

また、家族（ギャマノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

○ONAは、1会場でミーティングが開かれています。

また、家族（ナラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	県断酒友の会	6月 9日	熊本県断酒友の会創立46周年記念大会	関係者として出席	356
2	AA	9月 1日	第23回AA熊本地区オープンスピーカーズミーティング	話題提供	120
3	アディクションフォーラム実行委員会	6月~11月まで 月1回 計6回	熊本アディクションフォーラム実行委員会	事務局	延124
		11月10日	第13回熊本アディクションフォーラム	助言、協力 開催支援	

(4) DV被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを開催しています。

当事者が、自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士がファシリテーターを務めています。

平成25年度の参加者総数は、のべ39名でした。

(5) ひきこもりの本人の自助グループ

精神保健福祉センターのひきこもりの本人の集いに参加しているメンバーを対象に、つながる場、安心して過ごせる場として、平成23年9月から週1回自助グループを始められました。おしゃべり・ゲーム・スポーツなど、思い思いに過ごしつつ、互いのつながりを深めておられます。精神保健福祉センターは、会場の提供と運営への助言を行っています。平成25年度参加者総数は、のべ174名でした。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所ボランティア活動が展開されています。

4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。

当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール関連問題学会	6月19日	第1回理事会	事務局補佐	20
		12月7日	第29回熊本アルコール関連問題学会	事務局補佐	122
		1月22日	第2回理事会	事務局補佐	13
2	熊本DARC	6月12日	熊本DARCを支援する会理事会	会議出席	15
		6月12日	熊本DARC理事会	会議出席	15
		2月19日	熊本DARCを支援する会理事会	会議出席	15
		2月19日	熊本DARC理事会	会議出席	15
3	くまもと若者支援者連絡会 (ひきこもりの支援機関)	5月17日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	6
		7月19日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	7
		11月15日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	5
		1月17日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	6
		3月14日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	6
4	熊本精神科リハビリテーション研究会	5月17日	運営委員会	事務局補佐	8
		6月17日	運営委員会	事務局補佐	8
		6月26日	運営委員会・理事会	事務局補佐	15
		9月10日	運営委員会	事務局補佐	4
		10月31日	運営委員会	事務局補佐	7
		11月9日	第30回熊本精神科リハビリテーション研究会	事務局補佐	119

7 アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「I. アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施しています。

1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) アルコール（薬物）関連問題対策懇話会
- (3) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング
- (4) 依存症家族ミーティング
- (5) 酒害相談員活動

2 事業実績

(1) アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、以下のとおりです。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新来	3	1	-	2	1	1	-	-	-	-	4	-	12
	再来	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	4
	小計	3	1	-	2	1	2	1	1	1	-	4	-	16
電話	新規	10	10	8	9	6	1	7	5	1	3	8	3	71
	継続	-	1	-	4	2	1	1	1	2	1	-	3	16
	小計	10	11	8	13	8	2	8	6	3	4	8	6	87
合計		13	12	8	15	9	4	9	7	4	4	12	6	103

(2) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。

平成25年度は28機関の参加がありました。

	4月	6月	8月	10月	2月	計
関係者	37	41	33	31	104	246
当事者・家族	14	0	3	4	18	39
計	51	41	36	35	122	285

(3) 依存症家族ミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語るにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催しました。

平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後開催しています。

平成23年度より、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族も対象拡大しました。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アルコール	1	1	0	3	0	1	0	1	0	0	3		10
薬物	3	3	3	1	2	2	2	3	2	2	1		24
ギャンブル	1		1	1		2	1	2	2	0	3		13
その他													0
計(人)	5	4	4	5	2	5	3	6	4	2	7		47

(4) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。平成25年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施しました。

○各病院 院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	くまもと心療病院	1回	アルコール症院内ミーティング	8人
2	明生病院	1回	〃	16人
3	菊池有働病院	1回	〃	16人
4	城ヶ崎病院	1回	〃	10人
5	松田病院	1回	〃	11人
6	あおば病院	1回	〃	7人
7	酒井病院	1回	〃	12人
8	八代更生病院	1回	〃	38人
9	吉田病院	1回	〃	24人
10	くまもと心療病院	1回	〃	8人
合計		9回		142人

8 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施しました。

平成25年度の事業は次のとおりです。

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) ひきこもり家族セミナーの開催及びひきこもり本人の集いの実施
- (4) ひきこもり個別相談窓口の開設

2 事業の実績

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会（「教育研修」の項に研修内容を掲示）

毎年、学校が夏休みの期間に県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催しています。

平成25年度は8月9日に開催し、参加者はのべ332名でした。

- (2) 思春期精神保健相談（再掲）

平成25年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。

相談件数は下表のとおりです。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新規	男	4	1	4	1	3	1	4	0	1	0	0	0	19
	新規	女	8	2	2	0	2	1	2	0	0	0	0	1	18
	新規	計	12	3	6	1	5	2	6	0	1	0	0	1	37
	継続	男	0	1	0	2	0	1	6	9	5	3	1	1	29
	継続	女	0	2	2	1	4	0	5	7	4	5	2	2	34
	継続	計	0	3	2	3	4	1	11	16	9	8	3	3	63
	計		12	6	8	4	9	3	17	16	10	8	3	4	100
電話	新規	男	9	8	2	2	9	10	5	2	1	4	1	7	60
	新規	女	4	7	3	7	7	3	5	2	1	4	4	4	51
	新規	不詳	1	1	2	2	0	1	0	1	0	0	2	0	10
	新規	計	14	16	7	11	16	14	10	5	2	8	7	11	111
	継続	男	4	1	8	4	2	5	3	2	1	0	2	0	32
	継続	女	3	2	5	2	2	0	3	1	1	1	1	4	25
	継続	不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	継続	計	7	3	13	6	4	5	6	3	2	1	3	4	57
計		21	19	20	17	20	19	16	8	4	9	10	15	178	

- (3) ひきこもりに関する取り組み

①「ひきこもり本人の集い」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から実施しています。平成23年度より名称を「ひきこもりデイケア」から「ひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース C o C o”」に変更しました。

平成25年度は、毎週水曜・金曜の週2回、開催しました。

<プログラム内容>

- 所内活動：卓球、カードゲーム、おしゃべり会、大人のぬり絵、おやつ作りなど
- 所外活動：ボーリング、バドミントン、カフェへいこう、公園散策、花見、1日旅行など
- 施設見学：福祉事業所、就労支援施設など

<月別参加者数（人）>

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	48	89	61	92	54	57	61	73	64	65	43	51	758

(平均参加者8.5人)

② 「ひきこもり家族セミナー」の開催

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と不安や葛藤、様々な気持ちを共有し、孤立感を癒す等、家族同志の交流を通して、家族自身の健康増進につながることも目的としています。

(平成25年度の話題提供)

回	日 程	題 目
1	4月17日	「本人の気持ち」を理解しよう、「毎日の暮らし」を支えよう
2	6月19日	家族間コミュニケーションに向けて（1）
3	8月21日	家族間コミュニケーションに向けて（2）
4	10月16日	「暮らしを豊かにする」サポート資源の活用に向けて
5	12月18日	家族もリフレッシュ～息つきながら、応援しよう
6	2月19日	ご本人の体験談を聞いてみよう

<月別参加者数（人）>

月 別	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
参加者	4	15	7	8	8	10	52

③ 「ひきこもり個別相談窓口」の開設

ひきこもり本人または、家族のための個別相談窓口を開設しています。月に2回開設日を設け、臨床心理士、保健師、精神保健福祉相談員が予約制で、対応しています。

また、個別相談後に、本人の集いや家族セミナーをご案内したり、医師への相談及び関係機関へのつなぎやその他の社会資源の情報提供を行ったりしています。

なお、平成25年度のひきこもりに関する相談件数は以下のとおりです。

区分1	区分2	ひきこもり			
		男	女	不詳	計
電話	新規	54	36	4	94
	継続	32	14	1	47
	計	86	50	5	141
来所	新規	45	22		67
	継続	142	78		220
	計	187	100		287
計		273	150	5	428

9 DV対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところです。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（１）DV被害者のカウンセリング及び（２）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（３）DV加害者カウンセリングを行っています。

1 事業の内容

(1) DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

(2) DV被害者グループミーティング

平成16年4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じであるが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

(3) DV加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っています。また、民間団体の行う加害者プログラムへの動機づけ、紹介も行っています。

2 事業の実績

(1) DV関係精神保健相談

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新規	男	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	新規	女	2	1	2	1	3	1	1	0	2	1	0	0	14
	新規	計	2	1	2	1	3	1	2	0	2	1	0	0	15
	継続	男	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	1	5
	継続	女	0	2	2	1	3	2	4	4	7	5	6	4	40
	継続	計	0	2	2	1	3	2	5	5	7	5	8	5	45
	計		2	3	4	2	6	3	7	5	9	6	8	5	60
電話	新規	男	0	2	1	1	0	0	0	2	1	2	0	1	10
	新規	女	1	1	1	3	2	1	7	2	1	1	1	3	24
	新規	計	1	3	2	4	2	1	7	4	2	3	1	4	34
	継続	男	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	継続	女	1	0	1	2	1	1	5	3	1	3	2	2	22
	継続	計	1	0	1	2	1	1	6	3	1	3	2	2	23
	計		2	3	3	6	3	2	13	7	3	6	3	6	57

(2) DV被害者グループミーティング

(月別参加者数)

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	3	2	3	3	3	4	3	3	4	3	4	4	39

10 薬物関連問題対策事業

薬物関連問題については、電話相談及び来所による専門医の相談をはじめ、リハビリ施設である熊本DARC及び自助グループとの連携を図り本人及び家族への対応を行っています。

また、薬物関連問題に携わっている医療機関、その他の関係機関の職員を対象とした専門研修を行っています。

(1) 薬物関連問題相談

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新来	3					1	1						5
	継続		1	1	4	1								7
	小計	3	1	1	4	1	1	1						12
電話	新規	6	2		2		4	1	5	1	2	2	4	29
	継続	3			2		1				1	2	7	16
	小計	9	2		4		5	1	5	1	3	4	11	45
合計		12	3	1	8	1	6	2	5	1	3	4	11	57

(2) 熊本県版依存症回復支援プログラム (KUMARPP)

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元にテキストを作成し、熊本DARCのメンバーに協力いただき、2クール（1クール8回のセッションで構成）実施しました。また枠外で補講を1回開催しました（参加者1名）。

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	計
1クール	2	2	1	2	1	1	2	2	13
2クール	3	1	2	2	4	3	3	4	22
3クール	2	1	2	2	2				9
※補講		1							1
合計	7	5	5	6	7	4	5	6	45

(3) 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所との連携を強化した。具体的には、熊本保護観察所の事業への協力等を行いました。

期日	内 容	参加人数
4月25日	覚せい剤事犯者処遇プログラム（講師として出席）	3
5月1日	熊本県薬物乱用対策推進幹事会（関係機関として出席）	17
5月10日	薬物依存のある保護観察対象者などに対する地域支援に関する連絡協議会（講師として出席）	10
6月6日	覚せい剤事犯者処遇プログラム（講師として出席）	2
7月12日	矯正施設に收容されている方の引受人会（講師として出席）	10
9月13日	矯正施設に收容されている方の引受人会（講師として出席）	9
12月11日	覚せい剤事犯者処遇プログラム（講師として出席）	2
1月10日	覚せい剤事犯者処遇プログラム（講師として出席）	1
2月14日	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会（関係機関として出席）	14
2月21日	覚せい剤事犯者処遇プログラム（講師として出席）	1

1 1 自殺対策推進事業

全国の自殺者が3万人を越え、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景（年齢層、性別、産業構造等）に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成19年度から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成21年度から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」の取組として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺関連問題相談支援研修 を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。また平成25年度からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携を行い、途切れない支援を行えるよう臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

(1) 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しました。

(2) 自死遺族グループミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲載）

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度から奇数月の第4木曜日に開催しています。

(3) 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の臨床心理士が相談にあたっています。
(偶数月：第2、4木曜日、奇数月：第2木曜日)

(4) 九州沖縄一斉電話相談

9月9日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通の相談期間を設け、相談時間を延長し、午前9時から午後9時の電話相談を実施しました。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となりました。
(相談件数111件 → 次ページに相談理由を記載)

(5) ゲートキーパー養成研修（「教育研修」の項に詳細を掲載）

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しました。

(参考：自殺予防・全国68精神保健福祉センター共同キャンペーン ～九州・沖縄・山口一斉
電話相談～における相談理由)

相談理由（複数回答）	件数
1 気分の落ち込み	42
2 不安が強い・こだわりが強い	13
3 「死にたい（死んだ方が楽だと考える）」（自殺をほのめかす）	1
4 家族関係の悩み・ストレス	30
5 職場関係の悩み・ストレス	2
6 その他人間関係の悩み・ストレス	6
7 介護（育児）疲れ	2
8 現在治療中の病気に関する事	13
9 飲酒に伴う問題	3
10 ギャンブルに伴う問題	2
11 就業に関する事（仕事がない、リストラ等）	1
12 経済問題（収入がない）	1
13 多重債務	0
14 家族、友人の死に関する事（自責の念、後追い等含む）	0
15 その他	22

1 2 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成24年度からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、（措置入院の一部を除き、）熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

（1）報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	5	8	3	4	5	3	4	5	1	4	3	4	49
医療保護入院者の定期病状報告書	190	158	121	141	128	159	115	168	108	148	163	114	1,713
医療保護入院の入院届	178	160	195	149	172	176	146	177	135	179	161	138	1,966
合計	373	326	319	294	305	338	265	350	244	331	327	256	3,728

（2）退院請求等の審査状況

審査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退院請求のみ	審査	1		2	1	2	1		1	1		2	1	12
	取下	1		2			1		1	2	1			8
退院・処遇改善請求	審査							1	1		1			3
	取下				1									1
処遇改善請求のみ	審査	1		1								1		3
	取下		1				1							2
合計	審査	2		3	1	2	1	1	2	1	1	3	1	18
	取下	1	1	2	1		2		1	2	1			11

13 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。（月2回の開催）

判定件数（平成25年度）

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療申請	1,326	1,196	1,566	1,235	1,215	1,458	1,101	1,433	1,188	693	1,822	1,488	15,721
精神障害者保健福祉手帳申請 (45条)	334	345	421	338	326	460	391	500	345	224	448	405	4,537
合計	1,660	1,541	1,987	1,573	1,541	1,918	1,492	1,933	1,533	917	2,270	1,893	20,258

Ⅲ 学会・研究会活動報告

1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力しています。

平成25年度は、第29回熊本アルコール関連問題学会として、平成25年12月7日に熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）において開催しました。

1 総会 2 研究発表

座長	: 山迫 浩志 (益城病院 精神保健福祉士)
----	------------------------

- 演題1 「県職員対象集団節酒プログラム（HAPPYプログラム）の取り組み」
熊本県精神保健福祉センター 増永 郁理（臨床心理士）
- 演題2 「私とDVとアルコール依存症」
菊池有働病院 三池 忠昭（看護師）
- 演題3 「当院におけるアルコール依存症治療の現状～紹介患者と一般医療機関との連携～」
菊陽病院 佐伯 重子（看護師）

3 学会報告

第34回日本アルコール関連問題学会（岐阜）

第24回日本嗜癮行動学会（群馬大会）

桜が丘病院 赤木 健利 医師

4 講演

「アルコール健康障害対策基本法の動向」

ASK（アルコール薬物問題全国市民協会） 代表 今成 知美 氏

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年1回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

平成25年度は第30回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会を平成25年11月8日（土曜）に熊本市総合保健福祉センターウェルパルクで開催しました。

(1) 総会

(2) 演題発表及び講演

○ 演題発表 Aグループ 【座長：熊本学園大学社会福祉学部准教授 柳 政勝 氏（精神保健福祉士）】

演題1 「熊本県発達障害者当事者会Little bitと支援機関等との連携可能性
～イトコガシワ-クソップをはじめとしたスキルの共有と役割分担～」

発表者 熊本県発達障害者当事者会Little bit 山田 裕一（顧問ソーシャルワーカー）

演題2 「就労を継続する力について～就労継続支援事業B型利用者からみえてくること」

発表者 就労継続支援B型Works みらい 須藤 史朗（精神保健福祉士）

演題3 「精神障がい地域移行支援事業におけるピアサポートの活用」

発表者 ピアサポートくまもと 堤 昌規（ピアサポーター）

○演題発表 Bグループ【座長：桜が丘病院 作業療法部 田尻 威雅 氏（作業療法士）】

演題4「医療観察対象者との関わりで見えてきたもの」

発表者 菊陽病院 石原 瑛子（作業療法士）

演題5「益城病院における地域移行・定着支援の実際～相談する力に注目した支援と関わり～」

発表者 益城病院 梅原 知里（臨床心理士）

演題6「社会生活にストレスを感じ攻撃的になりやすい統合失調症患者への退院支援」

発表者 くまもと心療病院 前田 こずえ（作業療法士）

演題7「就労準備デイ・ケアの取り組み～認知機能リハビリテーション+就労支援の効果検討～」

発表者 熊本市こころの健康センター 吉住 崇（作業療法士）

○講演

「怒りと落ち込みのセルフコントロール」

講師 福岡県立大学 人間社会学部 教授 上野 行良 氏

精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

注 平成18年9月29日障発第092900004号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること。）、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護監察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。